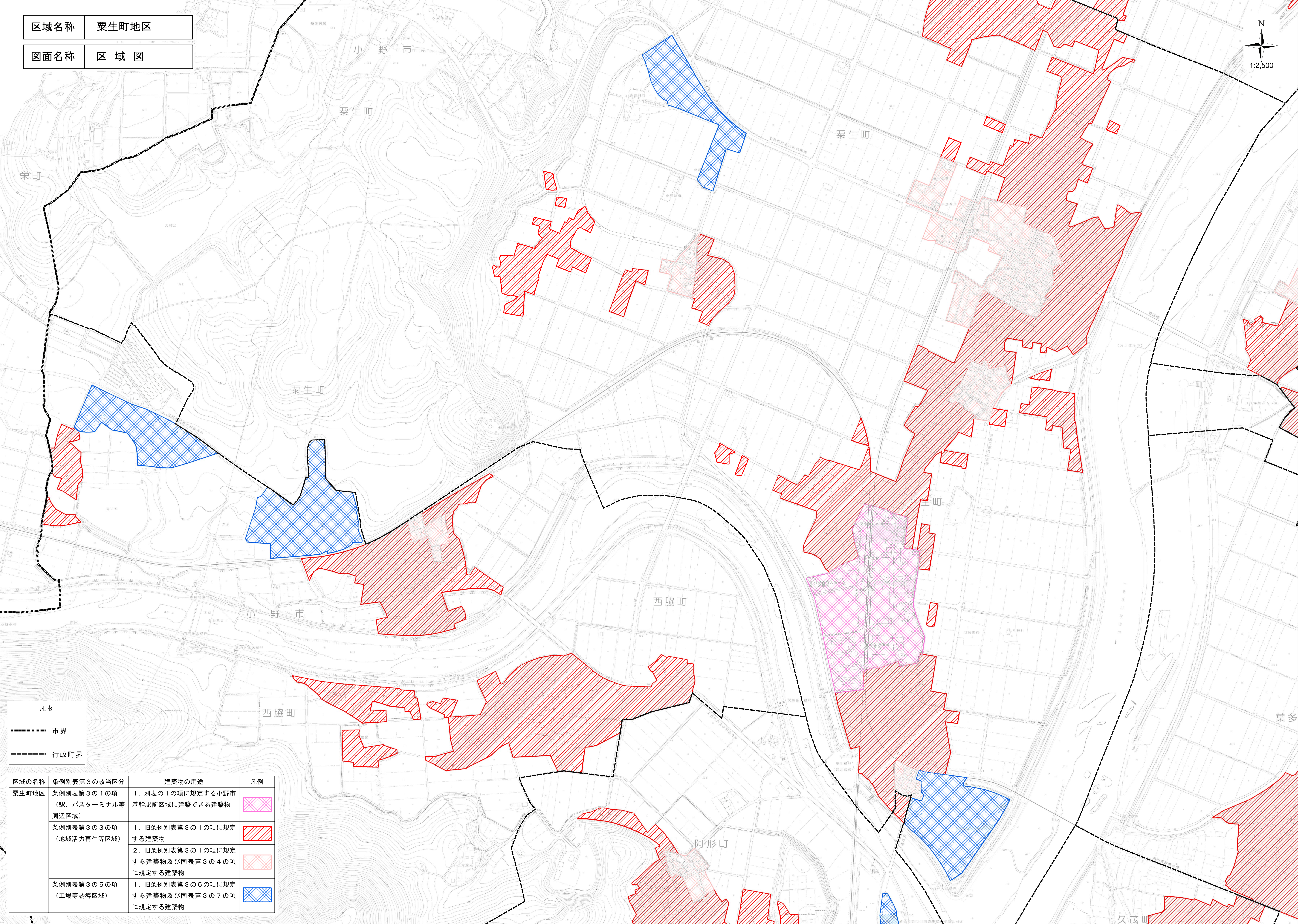




凡 例

市 界

行政町界

区域の名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
栗生町地区	条例別表第3の1の項 (駅、バスターミナル等 周辺区域)	1. 別表の1の項に規定する小野市 基幹駅前区域に建築できる建築物	
	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	1. 旧条例別表第3の1の項に規定 する建築物 2. 旧条例別表第3の1の項に規定 する建築物及び同表第3の4の項 に規定する建築物	
	条例別表第3の5の項 (工場等誘導区域)	1. 旧条例別表第3の5の項に規定 する建築物及び同表第3の7の項 に規定する建築物	

※区域界の内にある農用地区域、甲種農地、第1種農地及び森林法で指定した保安林等(保安林、保安林施設)は区域内から除く